



追記

## 滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針（最終案）

### 1 はじめに

世界では、プラスチックごみが河川等を通じて内陸から海へ流れ込み、生態系を含めた環境の悪化をもたらしております。さらには、近年、マイクロプラスチックによる環境への影響についても懸念されています。

こうした中、国では「プラスチック資源循環戦略」が策定され、ワンウェイ<sup>1</sup>プラスチック製容器に頼るライフスタイルの変革を促すことを目指して、令和2年7月にレジ袋有料化が義務付けられるなど、プラスチックごみ削減に対する各種取組が進められており、CO<sub>2</sub>排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されています。

本県では、これまで3Rの推進や散在性ごみ対策に取り組み、プラスチックごみ削減を行ってきたところですが、依然として社会生活や事業活動によって流出するプラスチックごみが琵琶湖に蓄積するなどの課題があり、マイクロプラスチックも検出されている状況にあります。

マイクロプラスチックの影響については、現在まだ分かっていないことが多くありますが、水環境中からマイクロプラスチックだけを取り除くことは困難であり、マイクロプラスチックになる前のプラスチックごみ段階での対策が必要です。

琵琶湖は、近畿約1,450万人の命の水源であるとともに、我が国における湖沼の保全再生の先駆けとなり得る国民的資産です。私たちは、このかけがえのない琵琶湖を守り、さらには琵琶湖から海へと流出することを防ぐため、プラスチックごみをなくしていく試みを途切れさせてはなりません。

これらのプラスチックごみが及ぼす幅広い課題に対応するためには、中長期的な視点に立ち、総合的な対策を講じることが不可欠ですが、まずは、プラスチックごみ削減に向けた機運の醸成を図り、県民や事業者等の各主体による実践取組を促進していくことが重要です。

こうしたことから、令和元年8月に、事業者、県民団体、行政を構成員とする「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下「協議会」という。）と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」（以下「宣言」という。）を行い、これまでの取組を生かしつつ、プラスチックごみゼロを目指して、より一層取り組んでいくこととしたところです。

「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」は、宣言を踏まえ、プラスチックごみの3Rや適正処理の更なる徹底を図るため、普段の日常生活や事業活動において、どのようにことに気を付ければよいのか、どのようなことができるのか、取組内容の例示を参考に、県民、事業者等において、一人ひとりが考え、実践し取り組むきっかけとなることを目的とするものです。

<sup>1</sup> ワンウェイとは、通常一度でその役目を終えることをいう。

## 2 基本とする考え方

ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、県民、事業者、団体、行政等がそれぞれ役割を分担し、互いに連携・協力しながら、循環型社会の形成に向けた取組を積極的に行い、SDGsの目標達成に貢献する（※）とともに、県全体でプラスチックごみゼロに向けたムーブメントを起こし、実践的な取組を促進していくこととします。

このため、本指針におけるプラスチックごみゼロに向けた基本とする考え方を以下のとおりとし、各種取組を進めて行くこととします。

- (1) ワンウェイプラスチック製品の使用を控えるなど、必要以上にプラスチックを使わない。
- (2) プラスチック製品は、安易に廃棄することなく、繰り返し使うなど再使用に努める。
- (3) プラスチックごみは、分別回収を徹底し、資源として活かす。
- (4) プラスチックごみは、適正に処理し、散在させない。

（※）本指針が貢献するSDGsのゴール・ターゲットは、以下のとおりです。

 12 つくる責任 つかう責任	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。  12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 13 気候変動に 具体的な対策を 講じる	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
 14 海の豊かさを 守る	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 3 取組内容

基本とする考え方を踏まえ、各主体に実践していただく主な取組として、以下のとおり例示します。

### （1）県民・滞在者・旅行者<sup>2</sup>

- ・ワンウェイプラスチック製品の使用を控え、プラスチック代替製品<sup>3</sup>を積極的に活用する。

<sup>2</sup> 「県民・滞在者・旅行者」とは、県民および本県を訪れた全ての者をいう。

<sup>3</sup> プラスチック代替製品とは、紙、木材、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックなど、従来のプラスチックよりも環境に配慮した素材を活用した製品をいう。

- ・マイバッグやマイボトルを積極的に活用する。
- ・買い物の際は、簡易包装商品の選択、過剰包装の辞退に心がける。
- ・プラスチック製品は、必要性を十分に勘案し、繰り返し長く使うよう努める。
- ・プラスチックごみは、貴重な資源として、自治体のルールに従い適切に分別し、排出する。
- ・環境美化活動へ積極的に参加する。
- ・**プラスチック**ごみの散乱防止に努め、ポイ捨てをしない。

## (2) 小売店、飲食店

- ・プラスチック製のストロー・スプーン等の顧客への提供は、控える。
- ・顧客に、マイバッグやマイボトルの使用を推奨する。
- ・商品は、簡易包装に努める。
- ・商品、容器類は、ワンウェイプラスチック製品の使用を控え、プラスチック代替製品を積極的に活用する。
- ・食器は、プラスチック代替製品を積極的に活用し、繰り返し長く使う。
- ・ペットボトル等の容器包装類を積極的に自主回収し、リサイクルを進める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。

## (3) 農業者

- ・田畠や畜舎等で使用するプラスチック資材は、できるだけ生分解性プラスチック<sup>4</sup>等の環境に配慮した素材の使用に努める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。
- ・水田等で使用するプラスチックは、河川等への流出防止に努める。

## (4) 林業者・木材産業者

- ・森林等で使用するプラスチック資材は、できるだけ生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材の使用に努める。
- ・プラスチック代替となる木製品の開発、製品化を進める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。
- ・森林等で使用するプラスチックは、溪流等への流出防止に努める。

## (5) 漁業者

- ・漁業で使用するプラスチック資材は、できるだけ生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材の使用に努める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。

<sup>4</sup> 生分解性プラスチックとは、プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックをいう。

- ・プラスチック製漁具は、湖上等への流出防止に努める。

#### (6) 建設業者

- ・できるだけプラスチック代替製品の使用に努める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。

#### (7) 製造業者

- ・できるだけバイオマスプラスチック<sup>5</sup>や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を使用したモノを作る、売る、使うよう、努める。
- ・代替プラスチック技術の開発に努める。
- ・プラスチック素材や製品は、必要性を十分に勘案し、できるだけ繰り返し長く使えるよう製造に努める。
- ・製品の包装は、できるだけ簡易なものとなるよう、努める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。

#### (8) 観光関連事業者

- ・プラスチック製のストロー等の旅行者等への提供は、控える。
- ・商品は、簡易包装に努める。
- ・商品、容器類は、ワンウェイプラスチック製品の使用を控え、プラスチック代替製品を積極的に活用する。
- ・食器は、プラスチック代替製品を積極的に活用し、繰り返し長く使う。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。
- ・旅行者等に対する環境美化啓発活動に努める。

#### (9) その他事業者((2)～(8)を除く全ての事業者)

- ・できるだけバイオマスプラスチックや生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を使用したモノを作る、売る、使うよう、努める。
- ・代替プラスチック技術の開発に努める。
- ・梱包材等については、プラスチック製品の使用を控える。
- ・プラスチック素材や製品は、必要性を十分に勘案し、できるだけ繰り返し長く使えるよう製造に努める。
- ・プラスチックごみは、資源化に向けて、適切に分別し、正しく処理する。

---

<sup>5</sup> バイオマスプラスチックとは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材をいう。

#### ・(10) 行政

- ・県民、事業者、団体等と連携し、各種取組を一層推進する。
- ・プラスチックごみ削減に向けて、3Rの推進や適正処理に係る広報、啓発、学校における教育活動等を積極的に行う。
- ・公立施設や試験研究機関などにおいて、県民、事業者により近い機関であることから、それぞれの例示取組を十分に勘案し、プラスチックごみ削減取組を具体的に実践する。
- ・バイオマスプラスチックや生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を使用した製品の優先購入に努める。
- ・主催する会議では、マイボトルの使用を呼びかける。
- ・新たに開発されたプラスチック代替製品については、積極的に活用を検討する。
- ・プラスチック製品は、繰り返し長く使うよう努める。
- ・庁舎内における分別回収を徹底する。
- ・環境美化活動を継続的に行うとともに、滞在者や旅行者に対する啓発活動を推進する。
- ・プラスチックごみの散乱や不法投棄を防止する取組を推進する。

#### 4 県の役割

県は、本指針に基づき、自ら率先して取り組むとともに、各主体がプラスチックごみに係る課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、自主的・積極的に実践できるよう後押しします。

そのため、県民、事業者等のニーズを把握し、広く意見を聴き、関係部局や試験研究機関が緊密に連携しながら、関連施策を更に実施し、改善を図りながら取組を推進していきます。

また、協議会や「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」を活用し、効果的・効率的に推進していきます。

プラスチックごみ削減には、市町の役割が重要であることから、常日頃から対話を重ね、地域の実情や課題を共有しつつ、事業の推進について連携して取り組んでいきます。

本指針を着実に推進していくため、県民、事業者、市町等の多様な主体と連携・協力しながら、プラスチックごみゼロを目指し不断の取組を推進します。

